

ごみ出しは定められた日に！

※お問い合わせは
環境課環境係（☎ 8 8 0－6 5 5 7）まで

- 次の点を必ず守ってごみを出してください。
- ▶ 指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶ お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- * 地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶ 可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋で出してください。
- * 指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
5/2	月	十市(南部)、天行寺、成合
3	火	片山、里改田
4	水	浜改田
5	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
6	金	立田
7	土	田村
9	月	下啗内、物部、久枝（開田）
10	火	稲生
11	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
12	木	稲吉、西窪、新川、東崎（西部）
13	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大埴団地
14	土	篠原、明見
16	月	野田（西野田町1丁目を除く）、天行寺
17	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
18	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
19	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
20	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区（たちばな改良住宅・小籠住宅を含む）
21	土	祈年（たちばな改良住宅を除く）、東崎（東部）、駅前町
23	月	国分、比江、左右山、岩村
24	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を除く）
25	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
26	木	久礼田、植田
27	金	奈路、亀岩、領石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
28	土	十市（北部）、緑ヶ丘
6/1	水	浜改田
2	木	久枝（開田を除く）、下島、前浜
3	金	立田
4	土	田村

＊黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集（新聞紙・雑誌・紙パック・古着）

と き	地 区
5月2日・16日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
5月3日・17日 (第1・3火曜日)	下島、田村（パイン南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町
5月4日・18日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
5月9日・23日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
5月10日・24日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（パイン北）、岩村、下啗内
5月11日・25日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
6月1日・15日 (第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
5/2	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
3	火	領石、植野、久礼田、植田
4	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
5	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
6	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
7	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
9	月	十市（南部）
10	火	東崎（東部）、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
11	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
12	木	立田、田村
13	金	後免町、野田
14	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
16	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
17	火	領石、植野、久礼田、植田
18	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）
19	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原、明見、伊達野
20	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原（団地・住宅を含む）
21	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋（長岡小籠）
23	月	下啗内、物部、久枝（開田）
24	火	久枝（開田を除く）、下島、前浜
25	水	稲生
26	木	十市（北部）、緑ヶ丘、岩村
27	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
28	土	国分、比江、左右山、北小籠
6/1	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎（西部）

＊空き缶（飲料）と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
5月2日・16日 (第1・3月曜日)	天行寺
5月5日・19日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
5月6日・20日 (第1・3金曜日)	下島、田村（パイン南）、浜改田、久枝、前浜、物部（下啗内を除く）、野田、後免町
5月7日・21日 (第1・3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、領石、幸町、元町、三軒屋（長岡小籠）、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
5月12日・26日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大埴団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
5月13日・27日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村（パイン北）、岩村、下啗内
5月14日・28日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎（東部）、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
6月2日・16日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)

婚活サポーターを紹介します！

婚活サポーターとは、県が主催する養成講座を受講した方々で、結婚を望む独身者をボランティアで応援するお世話焼きさんです。この制度の詳しい内容や婚活サポーターへの相談方法については、市役所の窓口などに置いてあるパンフレット、または県庁ホームページ内にある「こうち出会いのきっかけ応援サイト」をご覧ください。「こうち出会いのきっかけ応援サイト」には、県内の婚活サポーター全員が紹介されています。

URL: <http://www.pref.kochi.lg.jp/~deaiouen/supporter/index.html>

4月1日現在で市内在住のサポーターは5名です。今回はそのうち4名をご紹介します。

氏名	性別	電話番号・アドレス	連絡可能時間帯
川田 和可	女性	090-4970-3600	9：00～18：00
北村喜美子	女性	090-9550-9636	18：00～22：00
小松 照子	女性	090-4787-9778	15：00～20：00
坂本 孝幸	男性	090-4501-0001 taka525@basil.ocn.ne.jp	9：00～20：00

※お問い合わせは
県地域福祉部少子対策課（☎ 8 2 3－9 7 1 7）
福祉事務所子育て応援係（☎ 8 8 0－6 5 6 6）まで



知って得する国民年金

国民年金は誰もが加入する制度です

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれ、それぞれ加入届出窓口が異なります。

◎第1号被保険者
（自営業者、学生、フリーター、無職の方など）
市民課年金係へ届出をしてください。

◎第2号被保険者
（会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している方）
勤務先で手続きをしてください。

◎第3号被保険者
（第2号被保険者に扶養されている配偶者）
第2号被保険者の勤務先で手続きをしてください。

なお、次の場合も必ず市民課年金係へ届出をしてください。

- ①第2号被保険者が60歳未満で退職した。
- ②第3号被保険者が60歳未満で、
▶配偶者が退職した。
▶本人のパートなどの収入の増加により被扶養配偶者でなくなった。
▶離婚などの理由で、被扶養配偶者でなくなった。

※お問い合わせは、市民課年金係（☎ 8 8 0－6 5 5 5）南国年金事務所（☎ 8 6 4－1 1 1 1）まで

無料法律相談会

5月1日から始まる憲法週間行事の一つとして、高知弁護士会、高知地方方法務局、高知地方・家庭裁判所の共催で無料法律相談会を開催します。
■とき／5月11日(水) 午後1時～4時
■ところ／高知共済会館3階（高知市本町5・3・20）
※お問い合わせは
高知地方・家庭裁判所事務局（☎ 8 2 2－0 5 7 6）まで

高齢者生活実態調査

4月1日現在で65歳以上の方要介護1～5の方を除くを対象に、「高齢者生活実態調査」を行います。
調査票を郵送しますので、記入にご協力ください。
■調査期間／5月中旬まで
※お問い合わせは
長寿支援課介護保険係（☎ 8 8 0－6 5 5 6）まで

「ねんきんネット」窓口交付業務スタート

「ねんきんネット」とは、年金加入者や受給者の方が、インターネットを通じて自宅で手軽に年金記録を確認することができるサービスです。先月号でお知らせしましたように、自宅でインターネットの利用が難しい方のために、「ねんきんネット」の内容をプリントし、提供するサービスを市民課年金係窓口で受けられるようになりました。

- お申し込みは、プライバシー保護のため原則として本人のみとします。手続きには、本人確認書類（原則写真付き）と日本年金機構からの発行文書、印鑑が必要です。
- 特殊事情により代理人申請の場合は、家族でも本人の署名捺印入りの委任状と代理の方の本人確認書類（原則写真付き）が必要です。
- 郵送による取り扱いおよび電話照会とは、本人確認ができないため受け付けできません。
- 受付時間は平日の9時～17時までです。
- 窓口交付業務は、本人確認後、職員による年金記録照会操作を行います。各種年金届出、申請などで混み合っている場合はお待たせすることになりますので、時間に余裕をもってお越しください。
- 市民課年金係窓口での、本人または代理の方による端末操作はできません。